

令和7年度 子育てにやさしいまち実現プロジェクト
宇治市未来をつくる食育推進事業補助金 募集要項

1. 事業の目的

別紙「宇治市未来をつくる食育推進事業の考え方」（以下「事業の考え方」という。）に基づき、食を通じた地域との交流の機会を増やすことで、次世代の健全な食生活の実践につなげるための支援について、予算の範囲内において、未来をつくる食育推進事業補助金交付要項に基づき、個人・団体等へ補助金を交付します。

2. 補助対象事業

(1) 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という）

- ・参加者に子どもやその保護者など次世代を含めた事業であること。
- ・広く参加者を募り、参加者が10人以上を見込んだ事業であること。（宇治市民の参加が主であること）
- ・宇治市内で事業を実施すること。
- ・参加費を徴収すること。

(2) 補助対象期間

交付決定日から補助事業完了日又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までとします。

3. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費は、当該補助事業に直接要する経費で、別添「補助対象・対象外経費例一覧表」記載の経費とします。

(2) 補助対象とならない経費

次に掲げる経費は、原則、補助対象となりません。

- ① 補助対象期間中に支払いが完了していないもの
- ② 証拠書類等によって金額や支払等が確認できない経費
- ③ 当該補助対象者に係る経費
- ④ 補助金に係る書類作成及び経理事務等、団体等の経常的運営経費にあたるもの
- ⑤ 他の補助金等を受けている経費

4. 補助金額

補助金額は1事業につき、5万円とします。ただし、他団体とコラボで事業を実施する場合は、10万円とします。

- ※ コラボ団体は講師等として事業に関わること。(食材等の素材提供、場所提供のみは補助対象外とする。)
- ※ 連続講座など複数回で目的を達成するものは、1事業とする。
- ※ 審査及び選定時に補助金額を調整する場合があります。

5. 補助対象者

次のいずれも満たすこととします。

- ・宇治市を中心に活動している、または活動予定のある法人、団体、個人であること。
- ・宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団等又は同5条の暴力団密接関係者でないこと。

6. 採択者数

予算の範囲内で採択します。

7. 申請について

(1)期間

令和7年5月1日（木）から令和7年12月26日（金）まで
（申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。）

(2)方法

申請前に事前相談（ヒアリング）を行いますので、健康づくり推進課までご連絡ください。

(3)申請書類

- ①未来をつくる食育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②事業計画書（様式第2号）
 - ③収支予算書（様式第3号）
 - ④定款又は規約等の団体の運営規約に相当するもの ※法人、団体の場合のみ
 - ⑤これまでの事業・取組等がわかる資料 ※事業実績がある場合のみ
- ※他団体とのコラボ事業については、団体ごとに④と⑤が必要です。

(4)提出先

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶3番地
宇治市役所 健康づくり推進課
電子メール：kenkozukuri@city.uji.kyoto.jp

(5)その他

補助金の申請は、1 団体（1 人）1 回限りとします。

※コラボ団体として事業協力する場合、回数の制限はありません。

8. 審査、交付決定

- ・申請された事業については、下記の審査基準に基づく審査を行い、採択基準（60 点）を満たした事業について、予算の範囲内で交付決定を行います。

（審査基準）

審査項目		配点
事業目的設定	・事業目的の設定が適切か ・食に関する現状、課題を把握しているか	30 点
事業計画	・「事業の考え方」に基づく事業計画となっているか。 ・実現可能な計画となっているか	40 点
将来的な可能性	・継続的に実施できるか	10 点
算定根拠の妥当性	・経費の積算は適切で、本事業の適切な執行が期待できるか。 ・事業に要する費用と目的・効果とのバランス（費用対効果）はとれているか。	20 点

- ・審査において、ヒアリングを行う場合があります。
- ・必要に応じ、資料の追加提出等を求める場合があります。
- ・書類審査時点で下記に該当する場合は、不交付と決定する場合があります。
 - ①本事業の趣旨や目的等と明らかに乖離している事業内容の申請である場合
 - ②その他交付することが明らかに不適当と認められる場合
- ・審査結果は、申請者に通知します。

9. 交付決定後

交付決定を受けた申請者は、下記の点に留意して事業を実施してください。

- ・事業内容は当初計画から逸脱しないこと。
- ・事業執行にあたり、交付決定額の増額を伴う変更や、交付決定額の 20 % 以上の減額を伴う変更、又は補助事業の内容の重大な変更を行う場合は、予め市と協議の上、変更承認申請書（様式第 4 号）を提出すること。

10. 補助事業終了後

(1)実績報告

事業終了後は、速やかに以下の書類を提出してください。

①宇治市未来をつくる食育推進事業補助金実績報告書（様式第5号）

②実績調書（様式第6号）

③精算額明細書（様式第7号）

④写真やイベントレポート等、事業の様子がわかるもの

⑤補助対象経費を支出したことがわかる書類の写し

※経費の内容（報償費、消耗品費、印刷製本費など）毎にまとめて提出してください。

※領収書等は、宛名（申請者名）、領収金額、但し書（支払い内容）、発行年月日が正確に記載されたものを提出してください。（未記入、不鮮明な場合は補助金を交付することができません）

(2)補助金の確定

実績報告内容の確認後、申請者に補助金の確定通知書を送付します。

(3)補助金請求

補助金額確定後に請求書と口座振替依頼書を提出してください。

(4)注意事項

事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後の翌年度から5年間は保存すること。

1 1．事業の流れ

事前相談 (ヒアリング)	【申請者】 健康づくり推進課へ日程調整のご連絡をお願いします。
補助金申請	【申請者】 令和7年5月1日（木）から令和7年12月26日（金）までに提出してください。
交付決定	【宇治市】 申請内容を審査し、交付決定を行います。
事業の開始	【申請者】 交付決定後に、事業を開始してください。 ※補助対象経費は、交付決定後、補助対象期間内の補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限ります。
事業の完了	【申請者】 令和8年2月27日（金）までに、事業を完了させてください。
実績報告	【申請者】

	事業完了後、速やかに実績報告書類を提出してください。
補助金の確定	【宇治市】 実績報告内容の確認後、補助金を確定します。
補助金請求	【申請者】 請求書と口座振替依頼書を提出してください。

1 2. 問い合わせ先

宇治市 健康づくり推進課

電話：0774-20-8793（直通）

電子メール：kenkozukuri@city.uji.kyoto.jp